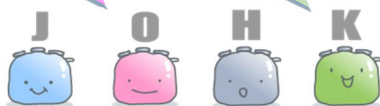


合併処理浄化槽整備事業補助金のご案内

厚木市では、生活排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、市街化調整区域の下水道整備予定区域を除いた区域にお住まいの方で、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換（設置替または建替）をする方を対象に、工事費用の一部を補助しています。

合併処理浄化槽

トイレ・台所・風呂・洗濯など全ての排水を処理します



単独処理浄化槽

トイレの排水は処理しますが、台所・風呂・洗濯などの排水は処理できません

くみ取り便槽

し尿はくみ取り処理しますが、台所・風呂・洗濯などの排水は処理できません



合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を比べると、河川などに放流する汚れの量は8分の1まで減らすことができます。

キャラクター出典・環境省ホームページ

(<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/character/>)

補助制度の内容

◎ 対象者

厚木市に住民登録のある方で、次の1又は2、及び3から8の全てに該当する方

1. 居住の用に供する建築物で、既存単独浄化槽またはくみ取り便槽から処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽へ設置替をする方。（浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置届出の受理書の交付を受けた方）
2. 居住の用に供する建築物で、建替に伴い、既存単独浄化槽またはくみ取り便槽から処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を新たに設置する方。（建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた方。なお、建築販売目的で建築する方は対象となりません。）
3. 合併処理浄化槽を適正に維持管理できる方。（浄化槽法で定められた(1)法定検査、(2)保守点検、(3)清掃を確実に行うことができる方。）
4. 浄化槽法第21条に基づく神奈川県知事の登録を受けている者または同法第33条に基づく神奈川県知事への届出を行っている者に工事を行わせる方。

※工事事業者について市の指定はありません。

神奈川県へ登録または届出をしている工事事業者であれば市内・市外に関わらず工事を依頼することができます。

5. 同一年度内に補助金交付申請及び市が実施する完成検査を受検することができる方
6. 市税の滞納（延滞金を含む）がない方
7. 厚木市暴力団排除条例に定められた暴力団員等でない方。
8. 設置した合併処理浄化槽を10年以上使用することができる方。

◎ 対象区域

市街化調整区域のうち下水道整備予定区域を除いた区域

※汚水処理施設整備計画（アクションプラン）の下水道整備予定区域に該当している区域は補助金の対象外となります。

◎ 補助基準額

種 別	人 槽	補助基準額		
		本体工事費	付帯工事費	
			単独浄化槽	くみ取り便槽
【設置替】 建物の建替えを伴わない場合	5人槽	581,000 円	480,000 円	470,000 円
	7人槽	724,000 円	530,000 円	520,000 円
	10人槽	959,000 円	580,000 円	570,000 円
【建替】 建物の建替えを伴う場合	5人槽	222,000 円	補助金なし	
	7人槽	276,000 円	補助金なし	
	10人槽	366,000 円	補助金なし	

※工事の内容によっては、補助金が補助基準額に満たない場合もあります

※本体設置費とは 浄化槽本体費及び本体設置にかかる工事費

※付帯工事費とは

- ①宅内配管工事費（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水の浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置にかかる工事費）
- ②既存単独浄化槽等の撤去に係る工事費

◎ その他

1. 申請は、工事着工前にお願いします。（申請書受領後、審査を経て事業認定通知書を送付します。工事着工は、事業認定通知書発行後にお願いします。）
2. 予算枠の範囲内で受付をします。予算の上限に達した場合は受付を終了します。

3. 詳細は、厚木市ホームページでご確認いただくか担当課までお問い合わせください。

【担当】 厚木市 環境農政部 生活環境課

電話 046-225-2750(直通)

【ホームページ掲載場所】

(ホーム > くらし・手続 > 環境・公園 > 環境衛生 >
し尿・浄化槽 > 浄化槽 > 令和8年度合併処理浄化槽補助金制度のご案内)

または、「合併処理浄化槽補助金」で検索してください。